令和８年
第４回市議会定例会　議案第２８号
函館市水道事業給水条例の一部改正について
函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和３４年函館市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「含む」の後ろに「。以下この項において同じ」を加え，同項に次のただし書を加える。

ただし，災害その他非常の場合において，管理者が必要があると認めるときは，管理者以外の水道事業者（法第３条第５項に規定する水道事業者をいう。以下この項において同じ。）または管理者以外の水道事業者から法第１６条の２第１項の規定による指定を受けた者も，給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事を施行することができる。

第８条第２項中「指定給水装置工事事業者」の後ろに「（前項ただし書の規定により給水装置の新設，改造，修繕または撤去の工事を施行することができることとされた者を含む。次条第２項および第３７条第２項において同じ。）」を加える。

第３４条第１項中「第８条第１項」を「第８条第１項本文」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

災害その他非常の場合における給水装置の工事の施行に関する規定を整備するため